平成２９年（フ）第７７号
長野県上田市中央２丁目６番５号
債務者　村上あゆ美
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第１４２０号
愛知県小牧市久保一色南２丁目116番地　ボニート・カーサ101号
債務者　水谷　　慶
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２７８号
兵庫県姫路市大津区平松78番地９、従前の住所兵庫県姫路市白鳥台１丁目30番１号
債務者　坂越　論美
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３２１号
兵庫県赤穂市中浜町６番地33ステップハイツ201
債務者　山崎　善雄
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３４２号
兵庫県姫路市砥堀249番地フロンティア砥堀502号、従前の住所兵庫県姫路市野里962番地12
債務者　関口　達也
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３８１号
兵庫県姫路市広畑区則直220番地
債務者　桐谷建設こと　桐谷　正彦
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３９０号
兵庫県姫路市東今宿３丁目９番１―604号ライオンズマンション姫路東今宿
債務者　岡本　佑紀
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第６８８号
広島市安芸区船越２丁目４番13―204号
債務者　狩野　　昭
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７３８号
広島県東広島市西条町西条東948番地１　コーポアルルＡ棟206号
債務者　久山　一也（旧姓大下）
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３６４号
熊本市北区八景水谷２丁目７番12号
債務者　横手　淑子（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３６５号
鹿児島県鹿児島市田上６丁目５番34号
債務者　内徳みゆき
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第３２号
秋田県北秋田市綴子字古関93番地３、前住所札幌市豊平区豊平３条12丁目１番14号グレイシャス豊平312―406号
債務者　村上　琢哉
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２９年（フ）第３２号
秋田県仙北市角館町小勝田中川原83番地１
債務者　田口　悦正
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２９年（フ）第２３３号
山梨県甲府市中小河原町476番地３　河西住宅１号、前住所山梨県笛吹市石和町唐柏752番地10
債務者　五十嵐貴春
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２４６号
山梨県南巨摩郡富士川町青柳町3492番地159
債務者　長田　　愛
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１８７号
三重県亀山市関町新所1611番地１　フィオーレプレッソ櫻Ｃ棟102号、前住所滋賀県大津市坂本７丁目20番15―201号
債務者　丸本　博紀
1　決定年月日時　平成29年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第６５号
三重県四日市市中川原３丁目１番13号
債務者　別所　　昭
1　決定年月日時　平成29年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
津地方裁判所四日市支部破産係